

JML 会員登録のお勧め

Japan Microlight aeronautic League

2018・06

★このパンフレットは、下記の皆様にご案内するものです



1、現在、JML 会員で＜有効期限が迫っている方＞……

有効期限の切れる1ヶ月前にJML事務局より、このパンフレットと更新案内をお届けしています。

- 添付の会員専用「郵便振込用紙」で、お早めに振込手続きをされますようお願い致します。
- 会員の年会費は ¥12,000/年 です(会費は1年単位で途中の返金はできません。)
- お振込みが確認されると「保険付与手続き」と「継続会員の登録」が行われ、新しい「会員証(兼保険証)」がお手元に届きます。有効期限を確認してください。下記の事例参照

事例

2、会員証の＜有効期限＝保険対象期間が切れてしまった方＞……

上記1の更新をお忘れになった会員様には、後に再度の(2回目)ご案内を差し上げています。

- 手続は、上記1と同様です。お早めに「振込手続き」をされますようお願いいたします。
→この場合、更新日のズレ(遅れ期間)は空白期間となり保険対象外となりますのでご注意ください。

3、会員登録証の発行と有効期限＝保険対象期間について……

毎月、＜1日～15日の前半＞と＜16日～末日の後半＞の2グループ単位で発行、有効期間は1年。

事例

今年5月1日～15日に会費振込確認の場合

→ 今年6月1日～翌年5月31日まで有効

今年5月16日～末日に会費振込確認の場合

→ 今年6月16日～翌年6月15日まで有効

※現有の有効期限を残して事前更新の場合でも前の有効期限終了日の翌日が新しい有効期限の開始日となります(重複することはありません)

4、＜新規入会＞ご希望の方へ……

- 下記のJML事務局へお気軽にお電話ください。
- ホームページ <http://www.flyers.jp> 内「入会案内」欄からも申込みができます。「入会申込書」に記入して送信ボタンを押してください。

新しい空の友
大歓迎です!

5、(^^)/ 会員の特典(例)について……

(1) 全国会員相互の情報紙 JML・NEWS「そらとも」が配布されます。

※会員活動状況、地域イベント、航空局安全管理情報、安全講習会やフリーマーケットなど情報満載です。(会員限定版)

(2) 1事故最大 **1億円** 「第三者賠償責任保険」が付与されます。

※2018年6月以降に更新された会員様より順次切り替わります(9千万円より増額&免責0円)

(3) 日本航空協会認定の「マイクロライト日本選手権大会」への参加資格が得られます。

(4) 航空法の飛行許可申請業務の支援などのほか、JMLホームページの会員限定ページに入れます。

(5) JML および JML 地域組織で行う安全講習会(資格更新)、懇親会、イベント、に参加出来ます。



JML

Japan Microlight aeronautic League

〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 (航空会館 9F)

TEL : 03-3519-2645 Fax : 03-3519-2646

E-mail: jml@flyers.jp <http://www.flyers.jp>

特定非営利活動法人 日本マイクロライト航空連盟 事務局



【裏面もご覧ください】

★保険の対象

【裏面もご覧ください】

会員である本人が、本人の飛行が原因で第三者に損害を与えて法律上その責任を負わなければならない賠償責任の範囲内に限られます。従って本人自身及び本人の所有物や同乗者は対象に含まれません。

★保険の最高限度額及び免責額

最高限度は、1事故あたり**1億円※**です。免責額は0円です。

★保険金を請求できる事故 JML 会員証の有効期限内で発生した事故が対象です。

超軽量動力機（舵面式、体重移動式、ジャイロプレーン、マクローバ仕様の自作航空機等）を操縦中、誤って他人を怪我させた場合（対人）、誤って他人の物を壊した場合（対物）で、相手側に支払わないといけない治療費や修理代の賠償金を保険金として請求できます。過去の事例です(抜粋)

★保険金を請求できないケース

次の場合、保険契約上の免責となり保険金は請求できません。

- 機材の保管中、組み立て中に生じた事故
- 故意に起こした事故
- 対人から借りた物、預かった物に生じた損害
- 同居している親族に与えた損害
- 戦争・暴動・天災等に起因する事故
- 同乗している人に与えた損害
- 航空法上、必要な許可を受けずに飛行して生じた事故
- 空中衝突により生じた事故

★その他の注意事項

※事故が起きた場合、貴方が不必要な負担を避ける為に出来るだけ早く三井住友海上火災保険株式会社にご相談ください。

※あなたが他にこのような保険に加入されている場合は事故報告の時にその旨を必ず申し出て下さい。

この場合は両方の保険から分担して保険金が支払われます。

※貴方の会員登録証に記載された会員番号（JM-〇〇〇〇〇）が保険番号として扱われます。

★万一、事故が起きたら！

速やかに「三井住友海上事故センター 0120-258-189 に連絡し、日本マイクロライト航空連盟の会員であることと、併せて下記の内容をお告げください。

- ①貴方の会員番号・住所・氏名・電話番号 ②事故発生の日時・場所 ③事故の状況 ④相手の住所・氏名
⑤相手（被害者）の怪我・損害の程度などを連絡し同時に JML 事務局へもご連絡ください。

★保険内容に関する一般的な問合せ先

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第二部 第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 電話：03-3259-3358 Fax：03-3259-7639

事例1：着陸ミスにより場内で整備中の被害者所有の機体へ接触した。

⇒ 支払保険金¥1,576,000-

事例2：偏流風での着陸操作ミスで滑走路外へ飛び出し、駐機中の機体に接触。

⇒ 支払保険金¥338,616-

事例3：エンストによる不時着時にNTT電線に接触⇒

支払保険金¥200,722-

事例4：着陸進入時に右に急旋回、被害者所有の機体に接触した。

⇒ 支払保険金¥2,400,000-

事例5：着陸時に滑走路脇の農道に出て来た軽トラに接触した。

⇒ 支払保険金¥110,000-

※幸いにも第三者への人身事故は発生していませんが、安全飛行には常に細心の注意が必要です。